

# 市道掘削復旧基準

上越市 都市整備部 道路課

## (趣旨)

- 1 この基準は上越市道路占用規則に定める市道掘削の復旧基準を定めるものであり、「舗装設計施工指針」、「舗装施工便覧」、「舗装マニュアル」(新潟県)及び「新潟県土木工事標準仕様書」に準拠して作成しているので、細部については上記指針等を参照すること。
- 2 占用工事の施工管理については、道路法、上越市道路占用規則及び労働安全衛生規則等の関係法令等を遵守すること。

## (路面復旧の原則)

占用工事のため道路を掘削した場合の復旧工事は、道路の機能を掘削前と同等にすることを原則とする。

## (掘削の制限)

- 1 冬期間(12月1日から3月31日まで)は道路の掘削工事を禁止する。
- 2 道路の舗装工事完了後の掘削については、縦断方向は3年間、横断方向は1年間禁止とする。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の一に該当すると認められる場合で、かつ、道路管理者と事前に協議したものについては、掘削工事又は占用を認めることができる。
  - (1)災害予防又は事故復旧工事(漏水、ガス漏れ、路面沈下)等に伴う危険防止のためのもの。
  - (2)公共的又は公益事業のためにやむを得ないもので、当日中に路面復旧までの工事が完了するもの。
  - (3)ガス又は水道の各戸引込み管工事等、市民の日常生活に直接影響があると認められるもの。
  - (4)その他緊急を要すると認めたもの。

## (舗装区分及び道路復旧)

- 1 舗装区分については、現道に合わせて、アスファルト舗装道(1・2級市道、その他市道)、アスファルト舗装歩道、コンクリート道、砂利道とすること。
- 2 道路復旧については、舗装区分毎の道路復旧標準断面図(別図1)のとおりとする。

## (埋戻しの方法)

- 1 埋戻しは、路床工は20cm、路盤工は15cmを越えない層ごとに十分締固め、将来陥没、沈下等起こさないように施工すること。また新旧打継ぎ目は転圧不足になりがちなことから、特に入念に締固めを行うこと。
- 2 掘削の際に土留矢板等を使用する場合は、路床工完成前に引き抜き、再度十分に水締め又は転圧すること。

### (仮復旧)

- 1 仮復旧は、アスファルト舗装道(1・2級市道、その他市道)のみ行うものとする。なお前記以外の舗装区分においても、仮復旧を拒むものではない。
- 2 仮復旧は、埋戻し完了後遅滞なく、本復旧工事を施工するまでの間に交通に支障をきたさないよう、道路復旧標準断面図(別図 1)により施工すること。
- 3 表層工の仮復旧幅員の「掘削幅以上」とは、掘削による影響が及ぶ範囲とする。
- 4 仮復旧工事の完了から本復旧工事の完了までの期間において、占有者は現場を巡回し、路盤の沈下その他不良箇所が生じた場合は、ただちに材料補充等、適切な措置を施し、交通に支障をきたさないようにすること。

### (本復旧)

- 1 本復旧は、道路復旧標準断面図(別図 1)により施工すること。ただし、前記に示す区域外においても、占有工事に起因して舗装に影響があると道路管理者が認めた場合は、道路管理者の指示する範囲を復旧するものとする。
- 2 平板ブロック、インターロッキング等が設置されている場合の復旧方法は、道路管理者と事前に協議すること。
- 3 道路の交差点部を本復旧する場合は、交差点部全体とする。(別図 2)
- 4 本復旧の範囲が幅員の半幅を超える場合は全幅復旧とし、幅員の半幅に満たない場合は半幅復旧とする。なお、幅員が4m未満の道路にあつては、一律、全幅復旧とする。
- 5 アスファルト舗装歩道は、一律、全幅復旧とする。
- 6 引込管等を連続して埋設するような場合で、道路縦断方向に本復旧しようとする間隔が20m以下の場合は、表層工を一連続の舗装として施工する。(別図 3)
- 7 原則として、アスファルト舗装道(1・2級市道、その他市道)の本復旧工事は、仮復旧工事完了の2か月経過後に行うこと。ただし、路床に CBR8 以上の改良土を使用した場合は、1 か月経過後とすることができる。

### (本復旧工事完了後の措置)

検査完了後2年以内に占有工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、占有者の負担において施工すること。また、この期間経過後であっても明らかに占有工事の施工に瑕疵があった場合は、占有者に工事施工の負担を求めることがある。

### (疑義の決定)

この基準に掲げた以外の事項について疑義は、道路管理者の指示により決定するものとする。

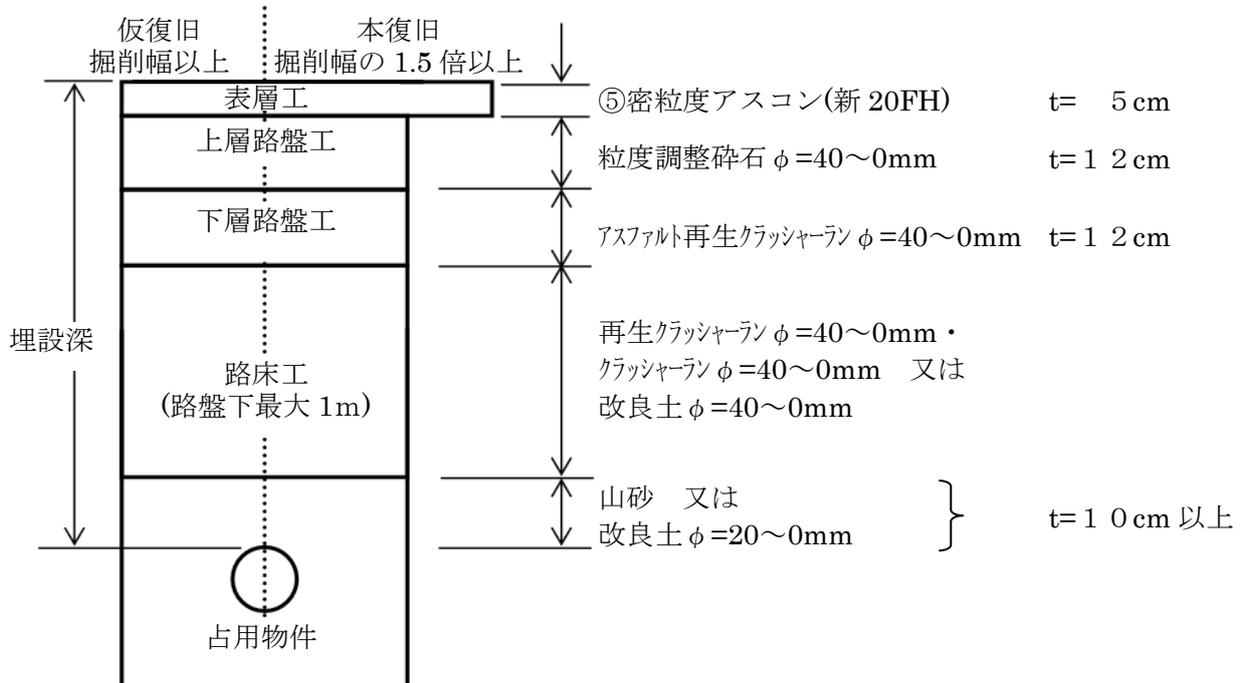
附則 この基準は令和4年8月1日から適用する。

(別図1) 道路復旧標準断面図

都市計画道路、大型車交通量が多い道路及びその他道路管理者が指示する道路の復旧については別途協議のこと。

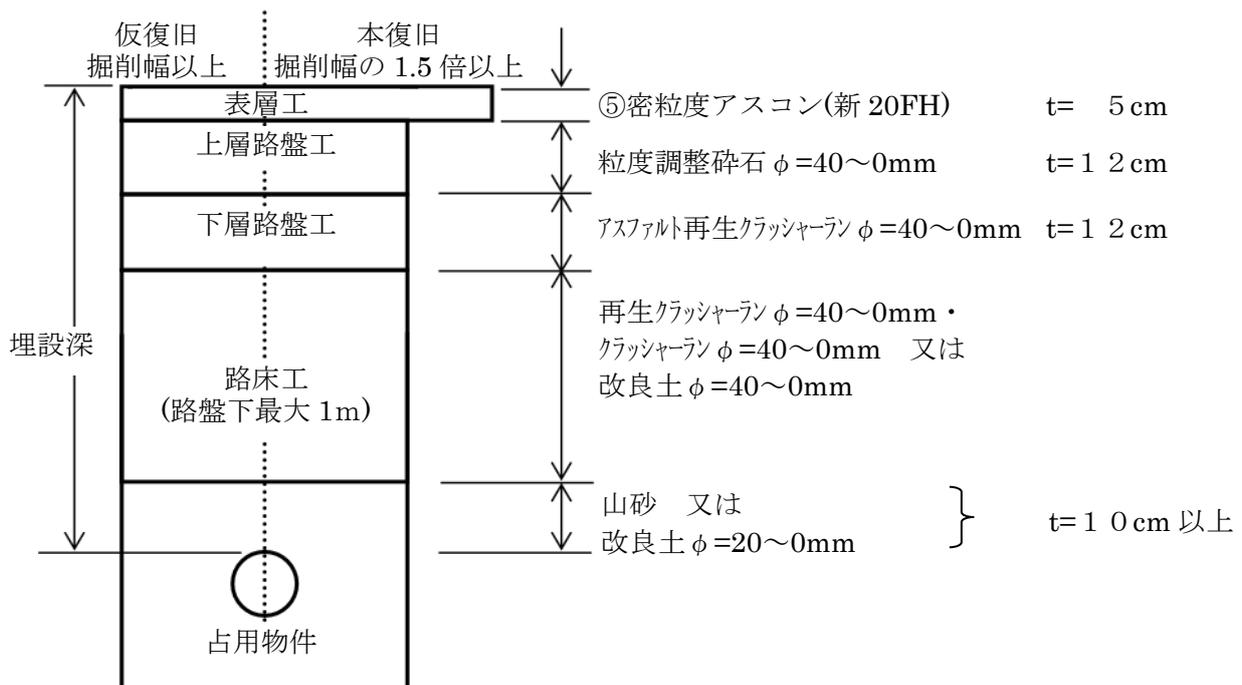
1. アスファルト舗装道

(1) 1・2級市道 (設計 CBR $\geq$ 6)



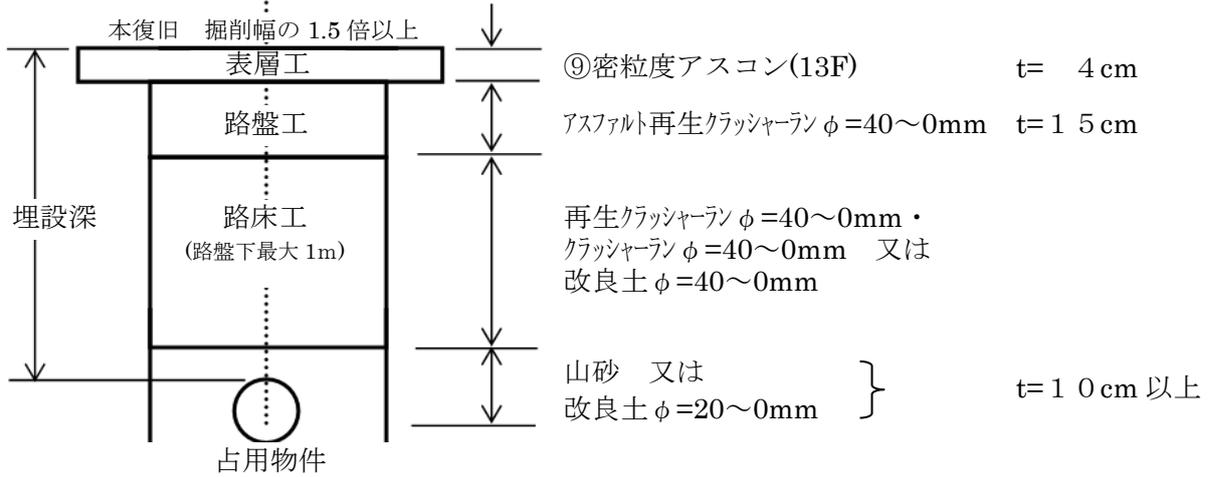
※消融雪施設 (市管理) が設置してある場合は、表層工の合材を⑦密粒度アスコン (新 20FH) 改質 I 型を使用すること。  
 ※アスファルト再生クラッシャーランの入手が困難な場合は、再生クラッシャーラン φ=40~0mm の使用を認める。

(2) その他市道 (設計 CBR $\geq$ 6)



※消融雪施設 (市管理) が設置してある場合は、表層工の合材を⑦密粒度アスコン (新 20FH) 改質 I 型を使用すること。  
 ※アスファルト再生クラッシャーランの入手が困難な場合は、再生クラッシャーラン φ=40~0mm の使用を認める。

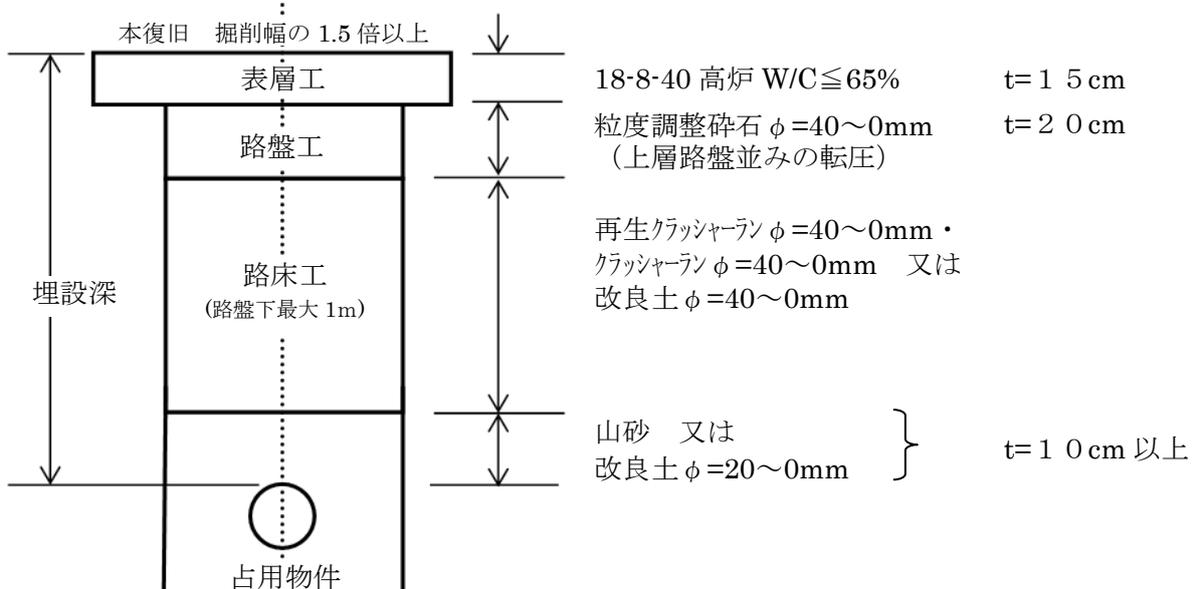
## 2. アスファルト舗装歩道(一般部)



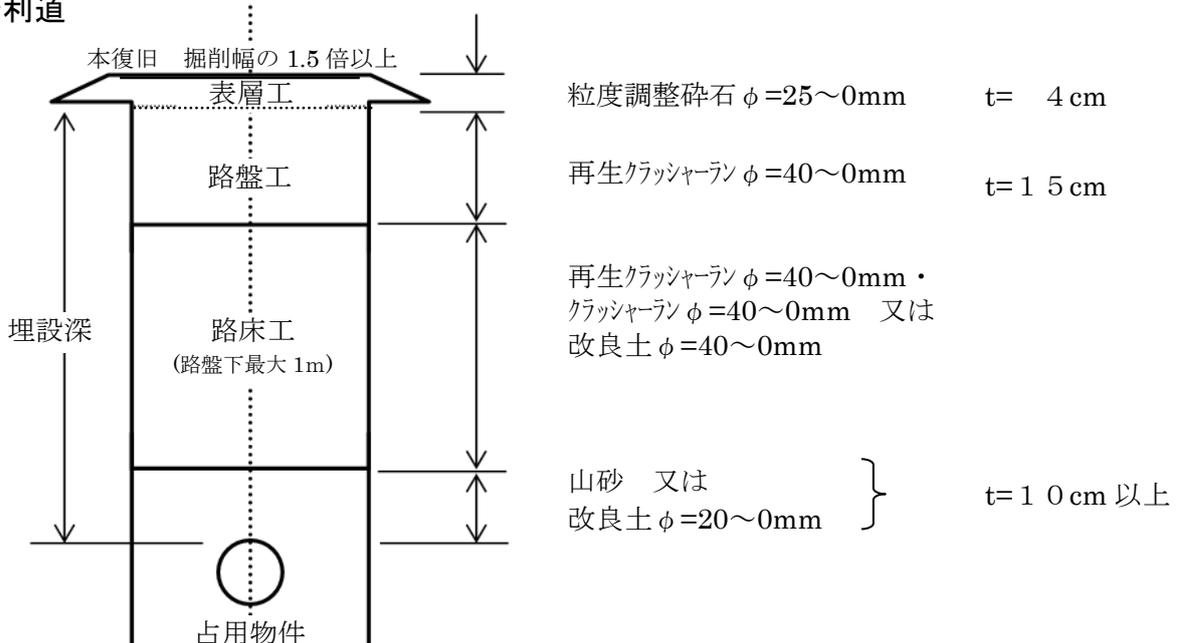
※乗入れ部に関しては「上越市道路工事施工承認基準」を適用すること。

※アスファルト再生クラッシャーランの入手が困難な場合は、再生クラッシャーラン φ=40~0mmの使用を認める。

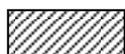
## 3. コンクリート道



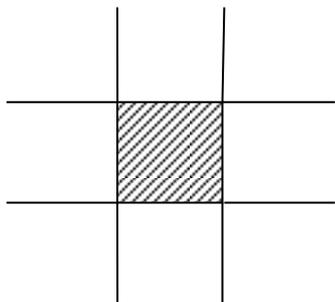
## 4. 砂利道



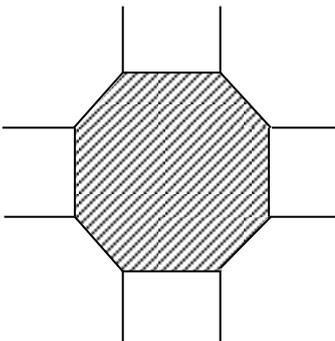
(別図2) 交差点部道路復旧標準平面図

 : 本復旧範囲

(1) 隅切がない交差点の場合

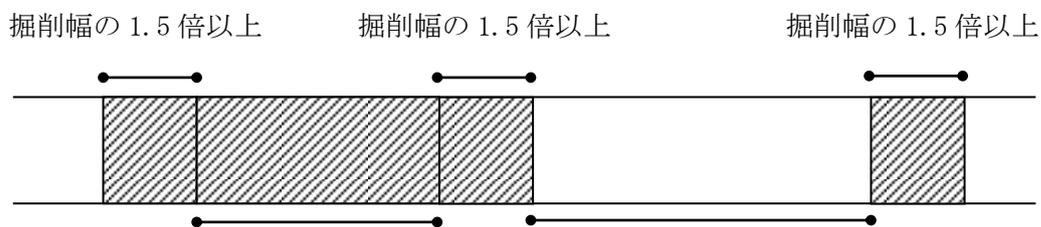


(2) 隅切がある交差点の場合



※隅切が極端に大きい、交差点内に道路側溝がある、その他、上記によることが適当でないと考えられる場合、別途、道路管理者と協議すること。

(別図3) 道路縦断方向に一連続させる本復旧平面図



間隔が 20m 以下の場  
合、この部分も合わ  
せて本復旧する。

間隔が 20m を超える  
場合、この部分は  
別々に本復旧するこ  
と。